

委 託 仕 様 書

豊田総合支所建設農林課

業務名	林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2
-----	--------------------

下 関 市

委 託 仕 様 書

豊田総合支所建設農林課

	課長	課長補佐	課長補佐	係長	主任	検算	設計者

施工年度	令和 7 年度
業務名	林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2
業務場所	下関市豊田町大字地吉～一ノ俣地内
業務概要	施工延長 L = 10, 959m
	草刈面積 A = 15, 502m ²

予定委託期間 着手後 日間 (令和 年 月 日から 令和 8年 3月 25日 まで)	
設計金額 (元設計金額)	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 (消費税相当額)
変更設計額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
精算見込額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円

委託設計用紙

下関市

工事年度	令和 7 年度
工事名	林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2
変更回数	
諸経費区分	林道 令和07年度
工種区分	森林整備 (B)
単価適用年月日	令和08年01月15日 治山林道
単価地区	下関市(菊川、豊田)
機損適用年月日	令和07年度 治山林道
歩掛適用年月日	令和07年10月治山林道歩掛
備考	

総括表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
工事費	1	式			H00100	
本工事費	1	式			H00200	
森林整備（B）	1	式			K0013	
合計					Q00001	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
森林整備 (B)	1	式			K0013	
草刈 草刈機伐開, 1種, 肩掛式, カッタ-径255mm	1	式			M0001 明 1 号	
直接工事費計					P0000001	
共通仮設費計	1	式			H03701	
共通仮設費(率化)	1	式			H00803	
共通仮設費率分	1	式			Q07910	
純工事費	1	式			H00600	
現場管理費	1	式			Q07601	
工事原価	1	式			H00500	
一般管理費等	1	式			Q07501	
工事価格	1	式			H00400	
消費税等相当額	1	式			Q00401	

本工事費内訳書

林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2

【第1号 明細書(M0001)】

草刈 草刈機伐開, 1種, 肩掛け式, カッタ径255mm

1式当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	基 準
除草 肩掛け式 飛び石防護無し	15,502	m2			SPR09500-0001 P 1号	
計					P0000001	

林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2

【第 1 号 施工パッケージ(SPR09500-0001)】

除草 肩掛け式 飛び石防護無し

1 m² 当り

名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 额	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】							
草刈機[肩掛け式] カッタ径 φ 255mm						TM12004522	
【労務】							
特殊作業員						TRTPC00001	
土木一般世話役						TRTPC00009	
普通作業員						TRTPC00002	
その他(労務)							
【端数調整】							
【条件】 [J1] = 1 作業形態 肩掛け式 [SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員			[J2] = 2 飛び石防護の有無 飛び石防護無し				

諸 経 費 設 定 情 報

名 称	値
【週休2日補正】	補正なし
【工区名称：森林整備（B）】	
〔共通設定〕	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	35%を超える40%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
工事価格端数調整	千円止め
現場環境改善費計上区分	計上しない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
諸経費対象外控除額まるめ桁	円止め
〔共通仮設費〕	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
〔現場環境改善費〕	
〔現場管理費〕	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限(%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
〔一般管理費等〕	
率指定	しない
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
契約保証に係る額の対象額(円)	0

諸 經 費 設 定 情 報

数　量　計　算　書

施工箇所	延長	幅	面積
稻見～地吉間	5,855.0	0.5	2,927.5
一ノ俣～宇内間	4,543.0	1.0	4,543.0
	561.0	0.5	280.5
計			7,751.0
左右合計			15,502.0



施工延長 L=10,959m

草刈面積 A=15,502m²

一ノ俣～宇内間
L=5,104m (W=0.5～1.0)

稻見～地吉間
L=5,855m (W=0.5)

W=1.0
L=4,543m

W=0.5
L=561m

仕 様 書

この仕様書は、市が委託する林道豊田湖一ノ俣線維持管理業務その2についての仕様を示すものである。

(草刈)

下関市豊田町大字地吉～一ノ俣地内の林道豊田湖一ノ俣線（L=10,959m）において、草刈を実施すること。

刈払った雑草、木竹類等は、林道の通行に支障とならないよう、盛土側へ小運搬及び集積すること。

(写真の整備)

施工箇所の全景及び部分、その他必要箇所を着手前、施工中及び完了後に写真撮影すること。

なお、写真は、台帳に整理し、業務完成通知書に添付し提出すること。

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しならの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。